**「デジタルアメーバ」　入会申込書**

申込年月日

令和　　年　　月　　日

**「デジタルアメーバ」に入会したいので、下記のとおり申込みます。**

**【所属情報】**

・「デジタルアメーバ」参画法人情報をまとめて掲載することを検討しております。参画法人情報として、例えば、当局HPや資料等において、掲載可能であれば、以下の「掲載可否欄」において「可」を選択してください。「否」の場合は、掲載いたしません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属（法人名・企業名・大学名等） | 掲　載  可・否 | 株式会社●●  ●●大学 |
| 事業内容 | 掲　載  可・否 | ※AI、メタバース、Web3.0、Beyond 5G、量子コンピューター等の最先端デジタルテクノロジーをお持ちの方は、その内容がわかるように具体的に記載をお願いします。  ～～～ |
| 所在地 | 掲　載  可・否 | 〒 |
| URL / YouTube | 掲　載  可・否 |  |
| 部署 | 掲　載  可・否 | 複数者いる場合は、人数分記載してください。 |
| 申込者名 | 掲　載  可・否 | 複数者いる場合は、人数分記載してください。 |
| メールアドレス | 掲　載  可・否 | 複数者いる場合は、人数分記載してください。 |
| 電話番号 | 掲　載  可・否 | 複数者いる場合は、人数分記載してください。 |
| 以下、いずれでの参加かについて選択してください。  テックサポーター　/ サポーター /　一般会員  ※テックサポーター：最先端技術等をもつ者・企業等 ※サポーター：最先端技術を持たないが、地域のデジタル化を支援してくれる者・企業等  ※一般会員：主に最先端テクノロジ－等の情報収集目的での参加 | | |

・上記の連絡先には、日常的にメルマガ等で情報配信します。

・登録するE-mailアドレスは、人事異動後に連絡が届かなくなることを避けるため、課室アド  
レスがある場合はそちらも記載いただければ幸いです。

**【ロゴマーク（任意提出）】**

**当局資料等において、公表可能な会社や団体等のロゴマークがあれば、以下に貼り付けをお願いします。**

**別途、JPEGやPNGファイル等で提出いただいても結構です。**

**いただいたロゴについては、当局の資料等で使用することがございます。**

|  |
| --- |
| ※サイズやカラー等に関して社内規定等があれば、こちらに記載願います。  （記載例）　●●×●●の大きさで使用をお願いします。 |

■個人情報取扱い方針

提供頂きました個人情報等については、「デジタルアメーバ」の会員管理の他、イベント等のご案内、各種アンケートへのご協力依頼の目的以外には使用いたしません。また、会員の同意なく、第三者に開示、提供はいたしません。

■お願い

　人事異動や退職等により連絡先が変更される場合は、後任等の連絡先を以下問い合せ先までご連絡ください。

|  |
| --- |
| **【ご提出先及びお問合せ先】**  **「デジタルアメーバ」運営事務局**経済産業省中国経済産業局　製造・情報産業課  Email:bzl-digital-group@meti.go.jp  TEL：082-224-5630 |

|  |  |
| --- | --- |
| 以下の暴力団排除に関し、宣誓いただけますか。  ※複数者の申込がある場合、全員が宣誓したこととみなします。 | はい　/ いいえ |

暴力団排除に関する宣誓

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、「デジタルアメーバ」の「入会」申請をするに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき